

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2018年5月23日提出
【発行者名】	株式会社G C Iアセット・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 末永 孝彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区西神田三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	中村 進
【電話番号】	03 - 3556 - 5540
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	マルチアセット・ストラテジーファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	(1) 当初申込額 1,000億円を上限とします。 (2) 継続申込額 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**(1) 【ファンドの名称】**

マルチアセット・ストラテジーファンド

(以下「当ファンド」といいます。また、愛称として「なごみの杜」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

株式会社GCIアセット・マネジメント（以下「委託会社」または「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間

1,000億円を上限とします。

継続申込期間

2兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

当初申込期間

1口当たり1円とします。

継続申込期間

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（ ）とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：なごみの杜）。

< 照会先 >

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5540（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<http://www.gci.jp/index2.html>

「基準価額」は、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動きなどにより日々変動します。

(5) 【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中においては1口当たり1円）に申込口数を乗じて得た額）に、2.16%（税抜2.00%）を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、各販売会社にお問い合わせください。

申込手数料には、消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等」）が課されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位（購入単位）は販売会社が定める単位とします。詳細につきましては販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

当初申込期間：2018年6月8日から2018年6月19日まで

継続申込期間：2018年6月20日から2019年5月10日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込み（購入申込）を取扱います。

販売会社につきましては、下記の照会先にお問い合わせください。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5540（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<http://www.gci.jp/index2.html>

(9) 【払込期日】

当初申込期間

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金（購入代金）を販売会社にお支払いください。

当初申込期間に係る発行価額の総額は、設定日（2018年6月20日）に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」または「受託者」ということがあります。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

継続申込期間

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社にお支払いください。取得申込受付日に係る発行価額の総額は、販売会社により、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

取得申込代金（購入代金）は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとなります。

当ファンドの分配金、償還金および一部解約金は、社振法および上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

お申込みの方法について

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該申込時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と、分配金が税引後無手数料で再投資されるコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つの申込方法があります。

お申込みコースについて

お申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申出ください。販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込受付不可日について

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のいずれかの場合には、申込みを受け付けないものとします。

- ・ニューヨークの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行休業日

取得申込みの受付けの中止等について

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき等は、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主に「GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券への投資を通じて、主に国内外に上場する投資信託証券および指数先物、国債に投資することにより、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類および属性区分は以下のとおりです。なお、商品分類および属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類および属性区分を示します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産（ ）
	内外	資産複合

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	
一般	年2回	(日本を含む)		
大型株	年4回	日本		あり
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州		
一般	年12回	アジア	ファンド・オブ・	
公債	(毎月)	オセアニア	ファンズ	なし
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット	()	中近東		
属性()		(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券およびデリバティブ)資産配分変更型))				
資産複合()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

その他資産(投資対象証券(資産複合(株式、債券およびデリバティブ)資産配分変更型))... 目論見書または投資信託約款において、組み入れている資産を記載します。

年2回...目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)...目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類および属性区分以外の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

信託金限度額

信託金の限度額は、1兆円です。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

ファンドの特色

ファンドの目的

この投資信託は、国内外に上場する投資信託証券および指数先物、国債に投資することにより、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 先進国株式、先進国債券を中心にグローバルな分散投資を行います。

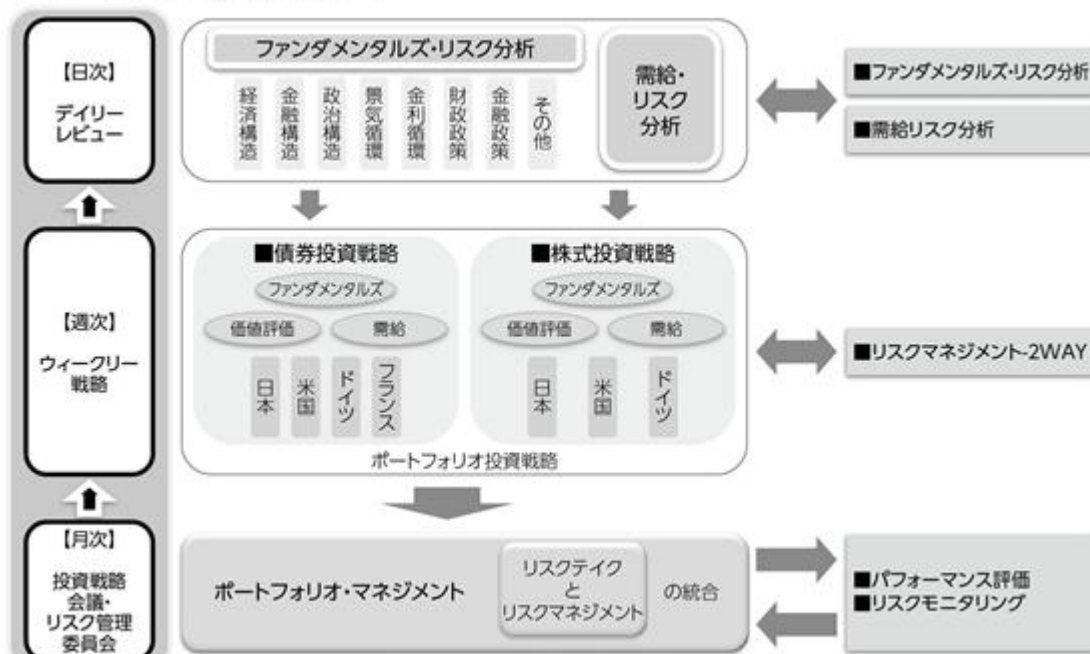
- ・現物投資に加えてデリバティブ取引を行い、投資環境に応じて現金等を含む各資産の配分比率を機動的に変更します。
- ・株式への投資にあたっては、日本、米国、ドイツの株式市場を代表する株価指数への連動を目指す上場投資信託証券および指数先物に投資します。
- ・国債への投資にあたっては、日本、米国、ドイツ、フランスの国債および債券先物に投資します。

2 マザーファンドの運用については、株式会社和キャピタルの投資助言を受けます。

投資助言会社:株式会社和キャピタル

和キャピタルは地域金融機関を初めとする機関投資家(特定投資家)に対して、流動性を確保しながら機動的な運用を行うことで、安定的かつ持続的な収益を確保することを目指す投資助言サービスを提供しています。

マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、2018年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

4 原則、毎年2月および8月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づき、分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ・分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に即した運用を行います。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

※第1期決算日は、2019年2月12日です。

<主な投資制限>

- ① 株式の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- ② 個別株式への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

資金動向や市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2018年6月20日 信託契約締結、当初設定、運用開始（予定）

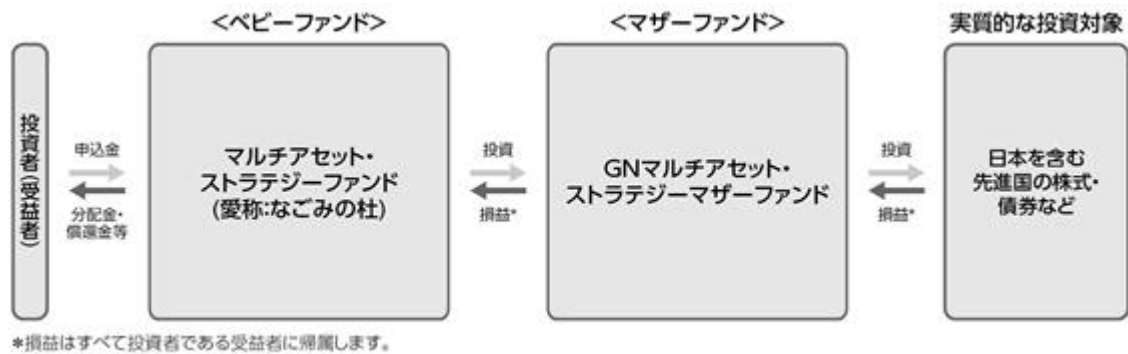
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人および契約の概要等

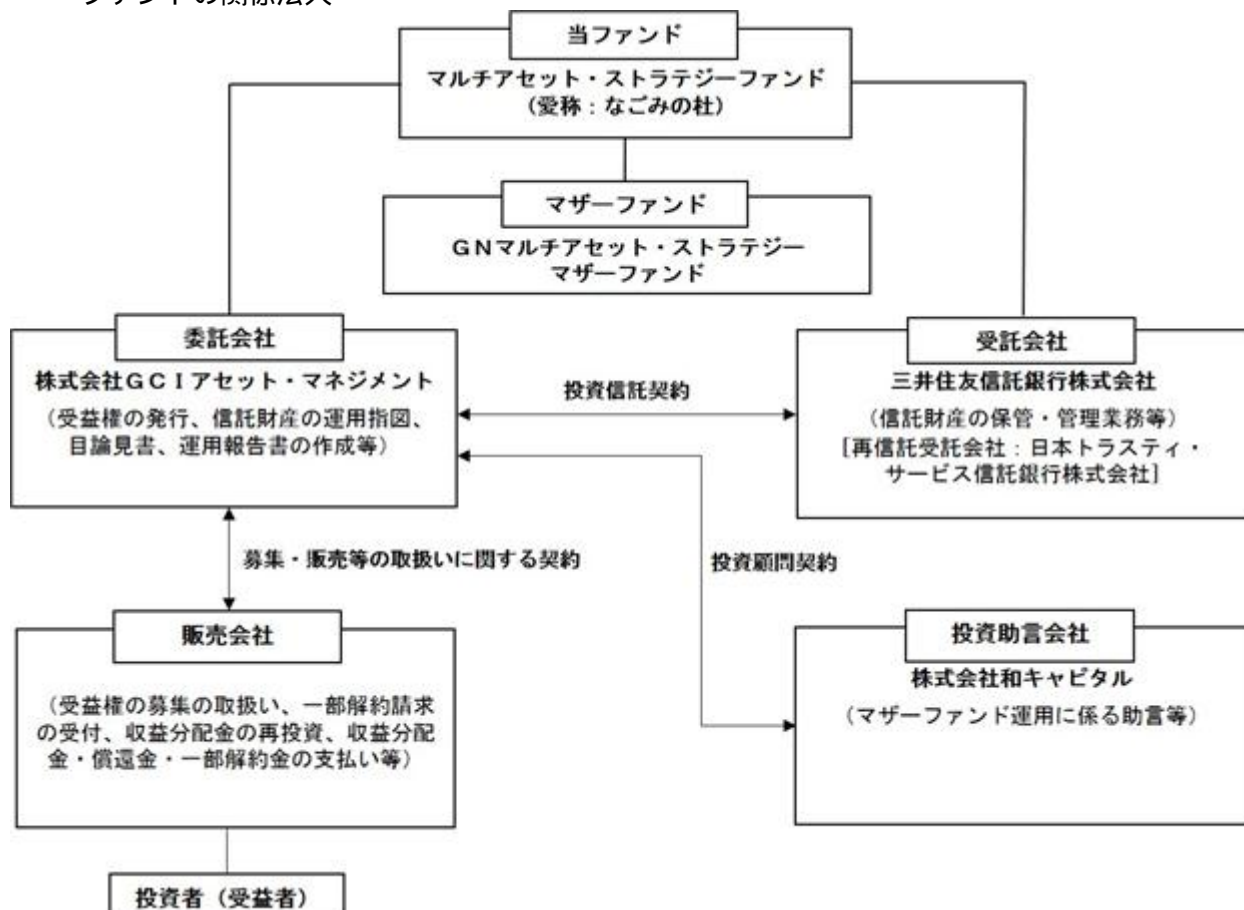
a. ファンドの関係法人

・ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資をして、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



・ファンドの関係法人



b. 契約の概要等

イ. 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社の間で締結されるものです。主に、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社と受

託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等について規定しています。

ロ．投資信託受益権の募集等・販売の取扱等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

ハ．投資顧問契約

投資助言会社が委託会社に「GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド」の運用に係る助言、情報提供を行うにあたり、情報提供の方法などならびに投資助言報酬等について両者間で取り決めたものです。

委託会社等の概況（本書提出日現在）

a．資本金の額

1億円

b．沿革

2000年 4月13日 株式会社グローバル・サイバー・インベストメントとして設立

2000年 8月31日 投資顧問業登録

2002年 3月29日 投資一任業務に係る認可を取得

2003年 6月 1日 株式会社GCIアセット・マネジメントに商号を変更

2007年 9月30日 金融商品取引業（投資運用業）登録

2013年11月19日 業務方法書を変更し投資信託委託業務を開始

2013年12月19日 一般社団法人投資信託協会加入

c．大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
株式会社GCIキャピタル	東京都千代田区西神田三丁目8番1号	15,386株	66.65%
一般社団法人京都ラボ	京都市左京区岡崎東福ノ川町29番地	7,700株	33.35%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資方針

当ファンドは、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

a．投資対象

主として、「GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資します。

b．投資態度

イ．マザーファンドの受益証券への投資を通じて、先進国株式、先進国の国債を中心にグローバルな分散投資を行います。現物投資に加えてデリバティブ取引を行い、投資環境に応じて現金等を含む各資産の実質的な配分比率を機動的に変更します。

ロ．株式への投資にあたっては、日本、米国、ドイツの株式市場を代表する株価指数への連動を目指す上場投資信託証券および指数先物に投資します。

ハ．国債への投資にあたっては、日本、米国、ドイツ、フランスの国債および債券先物に投資します。

ニ．マザーファンドの運用に関しては、株式会社和キャピタルより投資助言を受けます。

ホ．実質外貨建て資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ヘ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ト．資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)に係る権利
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形
- 委託会社は、信託金を、主として、株式会社GCIアセット・マネジメントを委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
- a. 株券または新株引受権証券
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - j. コマーシャル・ペーパー
 - k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
および新株予約権証券
 - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - q. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
 - t. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するもの、n.に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、m.およびn.の証券(「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)「GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド」の概要

基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

主として、国内外に上場する投資信託証券および指数先物、国債を主要投資対象とします。

b. 投資態度

イ. 先進国株式、先進国の国債を中心にグローバルな分散投資を行います。現物投資に加えてデリバティブ取引を行い、投資環境に応じて現金等を含む各資産の実質的な配分比率を機動的に変更します。

ロ. 株式への投資にあたっては、日本、米国、ドイツの株式市場を代表する株価指数への連動を目指す上場投資信託証券および指数先物に投資します。

ハ. 国債への投資にあたっては、日本、米国、ドイツ、フランスの国債および債券先物に投資します。

ニ. 運用にあたっては、株式会社和キャピタルより投資助言を受けます。

ホ. 外貨建て資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ヘ. 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資制限

a. 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以内とします。

b. 個別株式への投資は行いません。

c. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以内とします。

d. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

e. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

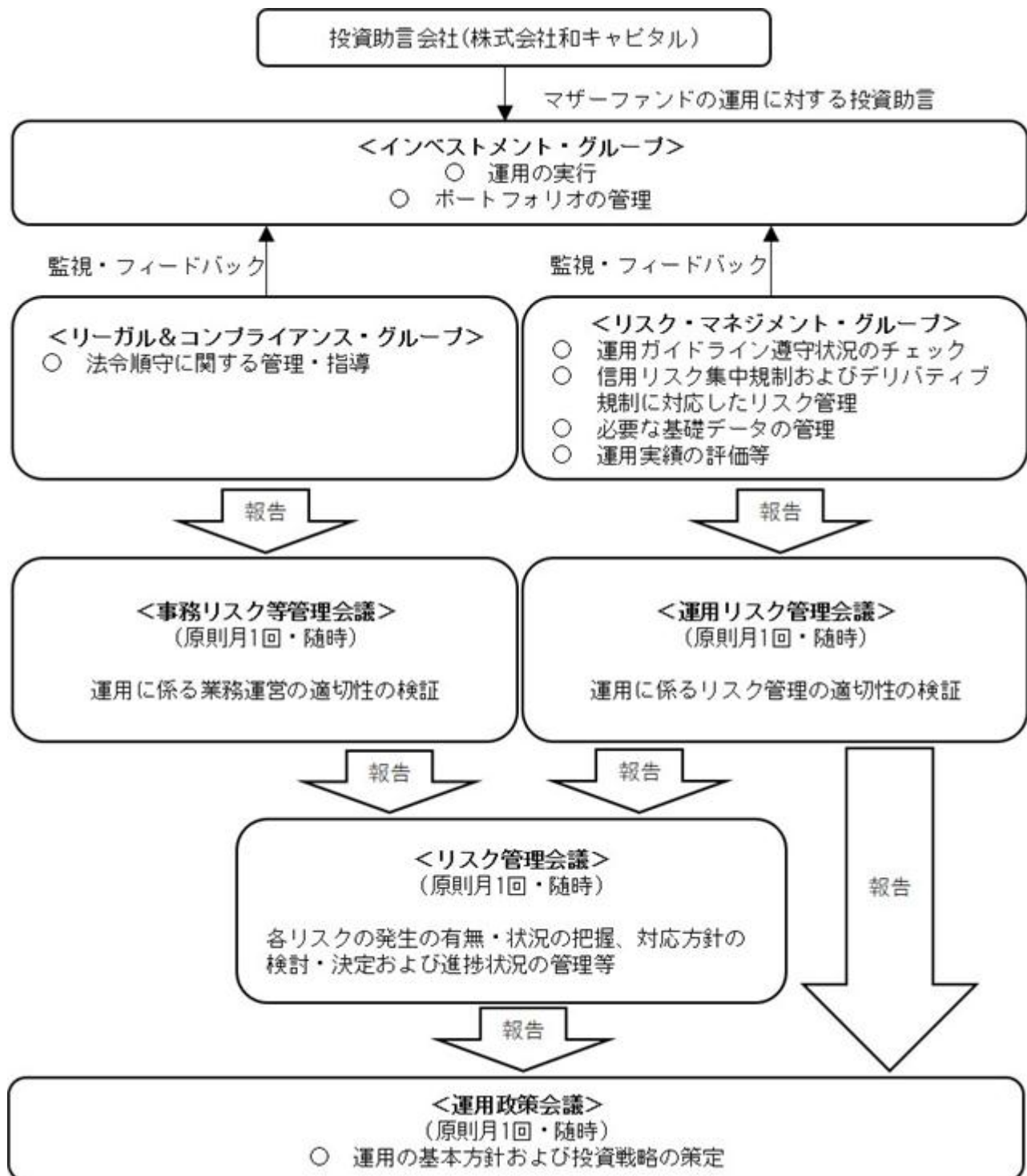
f. 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

g. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制

当ファンドに関する委託会社の運用体制は、以下の通りです。



- a . 運用政策会議(8名程度)
運用政策会議は、チーフ・インベストメント・オフィサー、代表取締役CEO、代表取締役社長、リスク・マネジメント・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される運用政策の枢要に関する意思決定を行う機関であり、運用の基本方針および投資戦略の策定を行います。
- b . リスク管理会議(8名程度)
リスク管理会議は、リーガル&コンプライアンス・グループ長、代表取締役社長、その他各グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理等を行います。
- c . 運用リスク管理会議(3名程度)
運用リスク管理会議は、リスク・マネジメント・グループ長、チーフ・インベストメント・オフィサー等が出席する、原則として週次で開催される会議体であり、運用に係るリスク管理の適切性の検証を行います。
- d . 事務リスク等管理会議(6名程度)
事務リスク等管理会議は、アドミニストレーション・グループ長、リーガル&コンプライアンス・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、運用に係る業務運営の適切性の検証を行います。
- e . インベストメント・グループ(9名程度)
インベストメント・グループは、運用政策会議で決定された運用計画等に基づき運用の実行を行うとともに、ポートフォリオの管理等を行います。
- f . リスク・マネジメント・グループ(1名程度)
リスク・マネジメント・グループは、投資制限の遵守状況のチェック、信用リスク集中規制およびデリバティブ規制に対応したリスク管理等を行い、その結果を運用リスク管理会議へ報告します。
- g . リーガル&コンプライアンス・グループ(2名程度)
リーガル&コンプライアンス・グループは、法令遵守状況に関する管理・指導を行い、その結果を運用管理会議に報告します。

運用体制に関する社内規則

委託会社は、運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等に基づき、適切な管理を行うとともに、内部牽制の維持を図っています。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行い、当該業務の正確性を担保しています。また、受託会社の受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について、独立した監査人が監査を行っており、委託会社は受託会社より当該監査人による報告書を受け取り、その内容の確認を行います。

上記運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

年2回、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、委託会社の判断により分配を行わないこともあります。）

留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

当ファンドの信託財産の運用については、以下に掲げる信託約款および法令等に定められた投資制限を遵守して行います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a . マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- b . 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以内とします。

- c. 個別株式への投資は行いません。
- d. 投資信託証券への実質投資割合には、信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- e. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- f. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- g. 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- h. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

- a. 同一銘柄の株式等への投資制限
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ロ. イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- b. 信用取引の指図範囲
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ. イ.の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- c. 先物取引等の指図範囲
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
 - ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を指図することができます。
 - ハ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- d. スワップ取引の指図範囲

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件の下に交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供或いは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- e．金利先渡取引および為替先渡取引の指図範囲
 - イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。
 - ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供或いは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- f．有価証券の貸付の指図範囲
 - イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ロ．上記イ．1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。
- g．公社債の空売りの指図範囲
 - イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ．上記イ．の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ．信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- h．公社債の借入れの指図範囲
 - イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ．上記イ．の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ．上記イ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

- i. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。
- j. 外国為替予約取引の指図
イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ロ. 上記イ. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 二. 上記ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その越える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ホ. 上記ロ. においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売り予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売り予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- k. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。
- l. 資金の借入れ
イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
二. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- m. 受託会社による資金の立替え
イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

八．上記イ．およびロ．の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

その他の法令上の投資制限

a．同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

b．デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図することはできません。

c．信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りですが、下記に限定されるものではありませんので、ご注意ください。

< 基準価額変動リスク >

a．株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

b．金利変動リスク

債券などの価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券などが変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者などの財務状況の変化などおよびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。債券などの価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

c．為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、当ファンドにおいて、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図りますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分などのコストがかかることにご留意ください。

d．信用リスク

投資対象となる債券などの発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

e. カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、方針に沿った運用が困難となり、基準価額が下落することがあります。

f. 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

g. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

<その他の留意点>

a. ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。そのため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

b. 解約申込みに関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないこと、また、先物取引、デリバティブ取引等のポジションを解消する際にも不利な価格で解消せざるを得ない場合があります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

c. 資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

d. 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

e. クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

f. 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

g. その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) リスク管理体制

運用リスクの管理については、運用部門から独立したリスク・マネジメント・グループが日々運用状況の分析およびモニタリングを行い、原則として週次で開催される運用リスク管理会議にて運用リスクの適切性を検証、評価し、リスク管理会議および運用政策会議に報告されます。また、問題が生じた場合には速やかに臨時で招集される運用政策会議に報告が行われ、その対応策を検討するとともに決定される体制となっています。

事務リスク等の管理については、原則として月次で開催される事務リスク等管理会議において、運用に係る業務運営の適切性を検証し、リスク管理会議に報告される体制となっています。

そして、リスク管理会議において、各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理等を行い、重要な事項はさらに運用政策会議に報告される体制となっています。

上記リスク管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

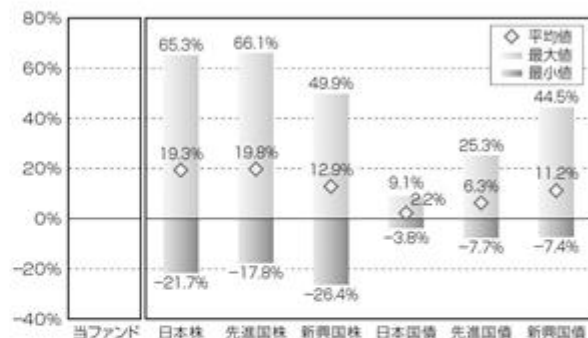
(3) 参考情報

参考情報

<各ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>

※当ファンドは2018年6月20日から運用を開始する予定のため、表示に必要な年間騰落率および分配金再投資基準価額のデータはありません。

<他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※2013年5月～2018年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、すべての代表的な資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドは2018年6月20日に運用を開始する予定のため、表示に必要とする年間騰落率のデータはありません。

<代表的な各資産クラスの指数>

日本株：Morningstar 日本株式(グロス・リターン)

先進国株：Morningstar 先進国株式(除く日本、グロス・リターン)

新興国株：Morningstar 新興国株式(グロス・リターン)

日本国債：Morningstar 日本国債(トータル・リターン)

先進国債：Morningstar グローバル国債(トータル・リターン)

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債(トータル・リターン)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

※Morningstar 日本株式(グロス・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

※Morningstar 先進国株式(除く日本、グロス・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

※Morningstar 新興国株式(グロス・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国で構成されています。

※Morningstar 日本国債(トータル・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

※Morningstar グローバル国債(トータル・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

※Morningstar 新興国ソブリン債(トータル・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

モーニングスター・インデックス及び付帯する情報に関する全ての著作権は、Morningstar, Inc.(以下「Morningstar」)およびイボットソン・アンシエイツ・ジャパン株式会社(以下「イボットソン」)に帰属します。本情報の事前の書面での承諾なしの利用、複製等は損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。

本資料に表示しているモーニングスター・インデックス及び付帯する情報は、(1)Morningstar、イボットソン、および/または原情報提供者の専有情報です、(2)コピーならびに再配布はできません、(3)情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。Morningstar、イボットソン、および原情報提供者は、本情報の利用に起因する、いかなる損害や損失に責任を負いません。また、Morningstar、イボットソン、および原情報提供者は、本情報の利用者に対して、本情報の利用の結果として、いかなる種類の助言を与えるともなされるものではありません。

過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口につき1円）に申込口数を乗じて得た額）に2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

販売会社毎の手数料等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

自動けいぞく投資コースにより収益分配金を再投資する場合には、無手数料です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%を乗じて得た額を換金（解約）時にご負担いただきます。

信託財産留保額は、信託期間中にファンドを換金（解約）する際、換金（解約）により発生する組入資産の売却費用等を、換金（解約）を行う受益者にご負担していただくためのものです。信託財産留保額は、換金（解約）を行う受益者と保有を継続する受益者との公平性を図るためのもので、信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.864%（税抜0.80%）以内を乗じて得た額とします。当該信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて変更します。信託報酬の配分ならびにこれらに対価とする役務の内容は以下のとおりです。

純資産総額	運用管理費用（信託報酬）＜合計＞	運用管理費用（信託報酬）＜内訳＞		
		委託会社	販売会社	受託会社
～100億円以下部分	0.864% （税抜0.80%）	0.6156% （税抜0.57%）	0.216% （税抜0.2%）	0.0324% （税抜0.03%）
100億円超部分～	0.810% （税抜0.75%）	0.5616% （税抜0.52%）	0.216% （税抜0.2%）	0.0324% （税抜0.03%）
役務の対価	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成などの対価	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなどの対価	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行など

投資助言会社である株式会社和キャピタルに対する報酬は、委託者報酬の中から支払われます。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費（消費税等相当額を含みます。）は以下のとおりです。

有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）などは、受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

上記の諸経費のほか、以下のその他諸費用（当ファンドに関連してマザーファンドにおいて発生した費用及び消費税等相当額を含みます。）を含む（ただし、これらに限られるものではありません。）ものとします。なお、下記b.からe.までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

a. 当ファンドの会計監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- b. 当ファンドの有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- c. 当ファンドの計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)および付随する業務(法定帳簿管理、法定報告に係る業務等)に係る費用
- d. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- e. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記 に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を、当ファンドの純資産総額に対して年率0.1%を上限として算出される金額にて、信託財産中から支弁されます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上記 に定める当ファンドの純資産総額に対する年率0.1%の上限率を、合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

上記に掲げる費用などについては、運用状況などにより変動するものであり、予めこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額などを表示することが出来ません。

マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額などを表示することができません。

当ファンドのお申込み時、保有期間中およびご換金時に受益者の皆さまに直接または間接的にご負担いただく手数料や費用などの合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間に応じて異なるため、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
2038年1月1日から	15%	-	5%	20%

所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

b. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります（上記a.の表参照）。

c. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座に係る課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

d. 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）および未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
2038年1月1日から	15%	-	15%

所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

個別元本について

- a. 投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- c. 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- b. 投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

(注)上記は本書提出日現在のものであり、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

当ファンドは、2018年6月20日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】**【純資産の推移】**

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

(参考)GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド

当ファンドは、2018年6月20日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

<参考情報>

運用実績

当初設定日：2018年6月20日

当ファンドは2018年6月20日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、当ファンドはベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドの取得申込みは、販売会社において受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5540（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<http://www.gci.jp/index2.html>

原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行休業日のいずれかと同じ日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません（収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします）。

(2) 当ファンドには、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります）。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、取得申込者は、販売会社と間で収益分配金再投資に係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を締結するものとします。

(3) 当ファンドの申込価格は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：「なごみの杜」）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5540（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<http://www.gci.jp/index2.html>

(4) 当ファンドの購入には、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に2.16%（税抜2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額の申込手数料がかかります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

(5) 当ファンドの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）があるとき等は、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）の申込みは、原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行休業日のいずれかと同じ日には換金（解約）の申込みの受け付けを行いません。

- (2) 換金(解約)の単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) 換金(解約)の価額は、換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額です。
基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:なごみの杜)。
<照会先>
株式会社GCIアセット・マネジメント
電話:03(3556)5540(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページアドレス: <http://www.gci.jp/index2.html>
- (4) 換金(解約)手数料は、ありません。
- (5) 信託財産留保額として、換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.05%を乗じて得た額をご換金時にご負担いただきます。
- (6) 換金(解約)の代金は、受益者による換金(解約)申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (8) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。))による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等)があるとき等は、換金(解約)申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金(解約)申込みを保留または取り消すことがあります。これにより換金(解約)申込みの受け付けが中止され、またはすでに受け付けた換金(解約)申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の換金(解約)申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金(解約)申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金(解約)価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を換金(解約)申込受付日として、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

資産の評価方法

基準価額は、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。))を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口あたりに換算した価額で表示されます。

<参考>有価証券等の評価基準および評価方法等

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式、投資信託証券	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価については、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出および公表

基準価額(1万口あたり)は、原則として毎営業日算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:「なごみの杜」)。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話:03(3556)5540(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス:<http://www.gci.jp/index2.html>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2018年6月20日から2023年2月27日までです。

ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。また、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月11日から8月10日まで、8月11日から翌年2月10日までとします。なお、第1期計算期間は信託設定日(2018年6月20日)から2019年2月12日までとします。上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約(繰上償還)

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および当該ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。)は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記 に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記 b. から e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g. 上記 a. から f. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中でも、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間です。ただし、期間満了の3ヶ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。ただし、期間の途中においても、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。
- c. 投資助言会社との投資助言契約の有効期間は、契約締結日から、マザーファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中でも、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.gci.jp/index2.html>

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年その支を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

換金（解約）の代金（一部解約金）は、換金（解約）申込受付日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドは、2018年6月20日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。
当ファンドの会計監査は、P w Cあらた有限責任監査法人が行います。
- (2) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (3) 法令の定めるところにより、当ファンドの有価証券報告書の提出は、計算期間の終了毎に行われます。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

当ファンドは、2018年6月20日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

（参考）GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド

当ファンドは、2018年6月20日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 受益権の名義書換え
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
該当事項はありません。
- (4) 受益証券の不発行
当ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- (5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、
上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、
ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 1 億円

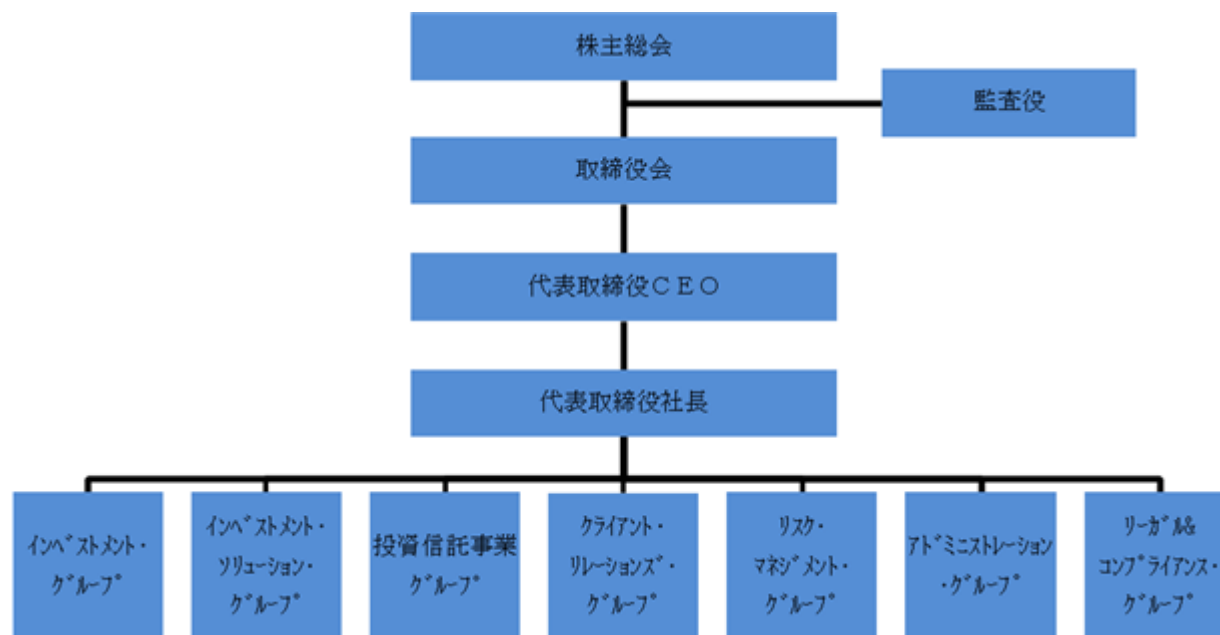
発行可能株式総数：10万株

発行済株式総数：2万3,086株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



当社の組織は、上記のとおり、株主総会、監査役、取締役会、代表取締役CEO、代表取締役社長、以下7の業務グループにより構成されています。

取締役会は、3名の取締役から構成されており、1名の社外監査役が出席し、会社の業務執行を決定し取締役による職務の執行を監督するため、原則として月次で開催されますが、必要に応じて随時開催されます。

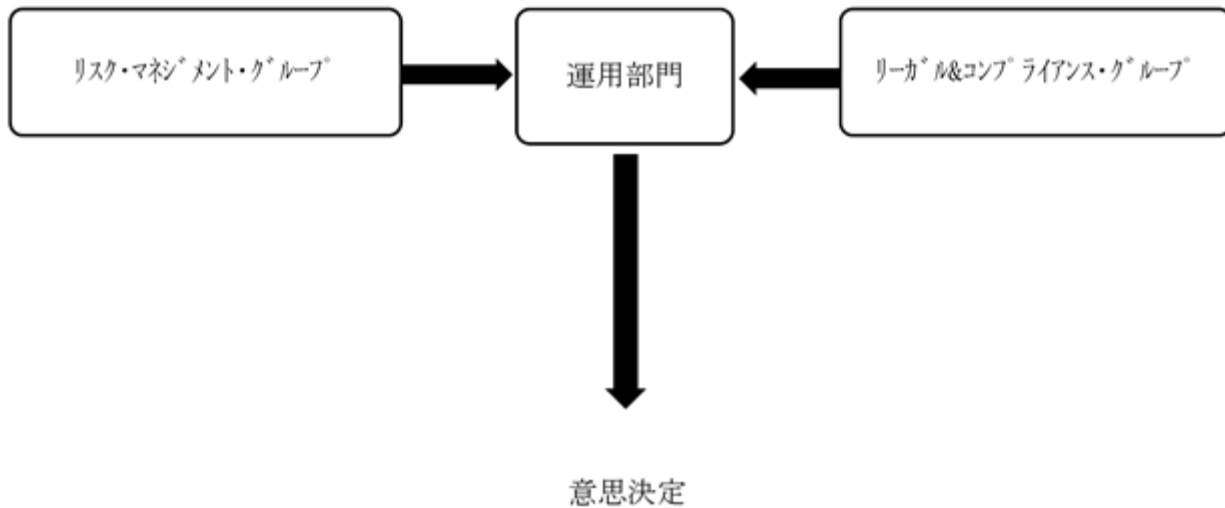
代表取締役CEOは、会社を代表して対外事項を処理するとともに、会社経営の全般を総括し、取締役会を招集してその議長として主催し、重要事項の決定を行います。代表取締役社長は、会社を代表して対外事項を処理するとともに、取締役会の決定に基づき業務の執行を統括します。

7グループは、運用方針を設定し運用実務を行うインベストメント・グループ、運用企画部門として金融商品に係る調査を行い投資家に対して投資運用に関するソリューションを提供するとともに運用の外部委託に関する業務を行うインベストメント・ソリューション・グループ（インベストメント・グループとインベストメント・ソリューション・グループを総称して、以下「運用部門」といいます。）、投資信託に関するマーケティング活動全般を行う投資信託事業グループ、営業活動その他顧客対応全般を行うクライアント・リレーションズ・グループ、運用部門が実行する戦略等に関する運用リスクの分析・モニタリングを行うリスク・マネジメント・グループ、運用部門の実行する運用の管理事務を行うアドミニストレーション・グループ、法令その他の規則の遵守状況をモニタリングしその遵守を指導するリーガル&コンプライアンス・グループにより構成されています。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は当社の運用部門が行います。

意思決定にあたっては、リスク・マネジメント・グループによる包括的なリスク管理のレポートおよびリーガル&コンプライアンス・グループによる適時・適切な意見が反映され、リスク・マネジメントおよびコンプライアンス両側面からの牽制機能が働いております。



2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業務を行っています。

2018年3月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	3	5,826,196,126
追加型株式投資信託	16	45,248,857,499
合計	19	51,075,053,625

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表等

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成28年12月31日現在)		当事業年度 (平成29年12月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1			233,942		485,074
2			-		27
3			10,264		6,369
4			27		-
5			66,419		457,972
6			137,316		434,294
			447,969		1,383,737
流動資産合計					
固定資産					
1			15,998		18,998
(1)	注1	9,543		8,713	
(2)	注1	6,455		7,369	
(3)		-		2,916	
2			262,641		227,623
(1)		216,167		181,842	
(2)		31,129		31,129	
(3)		15,344		13,516	
(4)		-		1,134	
			278,639		246,622
			726,609		1,630,359
固定資産合計					
資産合計					

		前事業年度 (平成28年12月31日現在)		当事業年度 (平成29年12月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1	預り金		68,903		158,075
2	未払金		74,339		168,344
3	未払費用		22,428		108,391
4	未払法人税等		276		132,929
5	未払消費税等		3,900		54,588
6	賞与引当金		25,093		273,025
	流動負債合計		194,943		895,355
固定負債					
1	繰延税金負債		5,100		9,370
	固定負債合計		5,100		9,370
	負債合計		200,043		904,726
(純資産の部)					
株主資本					
1	資本金		100,000		100,000
2	資本剰余金		34,067		34,067
	(1) 資本準備金	25,000		25,000	
	(2) その他資本剰余金	9,067		9,067	
3	利益剰余金		382,431		572,223
	(1) 利益準備金	127		127	
	(2) その他利益剰余金	382,304		572,096	
	繰越利益剰余金	382,304		572,096	
	株主資本合計		516,498		706,290
評価・換算差額等					
1	その他有価証券評価差額金		10,067		19,342
	評価・換算差額等合計		10,067		19,342
	純資産合計		526,565		725,633
	負債・純資産合計		726,609		1,630,359

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			121,732		829,107
2 運用受託報酬			819,363		1,450,095
営業収益合計			941,096		2,279,203
営業費用					
1 支払手数料			69,488		280,900
2 広告宣伝費			8,176		20,178
3 調査費			34,516		43,171
(1) 調査費		33,285		42,577	
(2) 図書費		1,231		594	
4 委託計算費			5,000		6,244
5 営業雑経費			9,639		10,407
(1) 通信費		957		2,232	
(2) 協会費		2,589		2,359	
(3) 諸会費		1,730		1,784	
(4) 諸経費		4,361		4,029	
営業費用合計			126,820		360,902
一般管理費					
1 給料			833,512		1,344,131
(1) 役員報酬		182,873		185,573	
(2) 給料・手当		291,549		369,645	
(3) 役員賞与		76,000		10,000	
(4) 従業員賞与		66,000		222,294	
(5) 賞与引当金繰入額		151,127		467,292	
(6) 法定福利費		47,395		59,118	
(7) 福利厚生費		18,567		30,206	
2 交際費			4,356		11,263
3 寄付金			4,050		2,000
4 旅費交通費			24,226		35,056
5 租税公課			328		332
6 不動産賃借料			31,482		34,805
7 固定資産減価償却費			4,661		5,585
8 業務委託費			92,514		123,989
9 諸経費			11,887		13,435
一般管理費合計			1,007,020		1,570,599
営業利益又は営業損失			192,744		347,702

		前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益					
1 受取配当金	注1		272,106		291,668
2 受取利息			25		2
3 受取家賃			33		-
4 有価証券売却益			-		235
5 為替差益			-		783
6 雑収入			92		190
営業外収益合計			272,258		292,879
営業外費用					
1 為替差損			915		-
営業外費用合計			915		-
経常利益			78,597		640,581
特別利益					
1 投資有価証券売却益			5,182		3,894
特別利益合計			5,182		3,894
特別損失					
1 固定資産除却損			-		26
2 投資有価証券売却損			-		58
3 役員退職慰労金			-		21,000
特別損失合計			-		21,084
税引前当期純利益			83,780		623,391
法人税、住民税及び事業税			290		133,574
法人税等調整額			-		-
当期純利益			83,490		489,817

（ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

前事業年度
（ 自平成28年 1 月 1 日 至平成28年12月31日 ）

（ 単位：千円 ）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	398,822	398,950	533,017	2,464	2,464	535,481
当期変動額											
当期純利益	-	-	-	-	-	83,490	83,490	83,490	-	-	83,490
剰余金の配当（ ）	-	-	-	-	-	100,008	100,008	100,008	-	-	100,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	7,602	7,602	7,602
当期変動額合計	-	-	-	-	-	16,518	16,518	16,518	7,602	7,602	8,915
当期末残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	382,304	382,431	516,498	10,067	10,067	526,565

当事業年度
（ 自平成29年 1 月 1 日 至平成29年12月31日 ）

（ 単位：千円 ）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	382,304	382,431	516,498	10,067	10,067	526,565
当期変動額											
当期純利益	-	-	-	-	-	489,817	489,817	489,817	-	-	489,817
剰余金の配当（ ）	-	-	-	-	-	300,025	300,025	300,025	-	-	300,025
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	9,275	9,275	9,275
当期変動額合計	-	-	-	-	-	189,791	189,791	189,791	9,275	9,275	199,067
当期末残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	572,096	572,223	706,290	19,342	19,342	725,633

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

器具備品 4～8年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度末対応分を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成28年12月31日現在)		当事業年度 (平成29年12月31日現在)	
有形固定資産の減価償却累計額		有形固定資産の減価償却累計額	
建物	6,006千円	建物	7,462千円
器具備品	5,657千円	器具備品	7,081千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	
各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次の通りであります。		各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次の通りであります。	
受取配当金	272,106千円	受取配当金	291,668千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	23,086株	-	-	23,086株
合計	23,086株	-	-	23,086株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年3月28日 定時株主総会	普通株式	100,008	利益剰余金	4,332	平成27年12月31日	平成28年3月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年3月27日 定時株主総会	普通株式	50,004	利益剰余金	2,166	平成28年12月31日	平成29年3月28日

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	23,086株	-	-	23,086株
合計	23,086株	-	-	23,086株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年3月27日 定時株主総会	普通株式	50,004	利益剰余金	2,166	平成28年12月31日	平成29年3月28日
平成29年12月25日 定例取締役会	普通株式	250,021	利益剰余金	10,830	平成29年6月30日	平成29年12月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

前事業年度（平成28年12月31日現在）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク・マネジメント・グループにおいて運用リスクを監視することにより適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をアドミニストレーション・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	233,942	233,942	-
(2)未収委託者報酬	66,419	66,419	-
(3)未収運用受託報酬	137,316	137,316	-
(4)未収入金	27	27	-
(5)投資有価証券	216,167	216,167	-
資産計	653,873	653,873	-
(6)未払金	74,339	74,339	-
(7)未払費用	22,428	22,428	-
(8)預り金	68,903	68,903	-
(9)未払消費税等	3,900	3,900	-
(10)未払法人税等	276	276	-
負債計	169,849	169,849	-

注1：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 預り金、(9) 未払消費税等、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：子会社株式（貸借対照表計上額：関係会社株式31,129千円）は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3：金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	233,942	-	-	-
(2)未収委託者報酬	66,419	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	137,316	-	-	-
(4)未収入金	27	-	-	-
(5)投資有価証券	-	-	-	216,167
合計	437,705	-	-	216,167

当事業年度（平成29年12月31日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク・マネジメント・グループにおいて運用リスクを監視することにより適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をアドミニストレーション・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	485,074	485,074	-
(2)未収委託者報酬	457,972	457,972	-
(3)未収運用受託報酬	434,294	434,294	-
(4)投資有価証券	181,842	181,842	-
資産計	1,559,183	1,559,183	-
(5)未払金	168,344	168,344	-
(6)未払費用	108,391	108,391	-
(7)預り金	158,075	158,075	-
(8)未払消費税等	54,588	54,588	-
(9)未払法人税等	132,929	132,929	-
負債計	622,330	622,330	-

注1：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

(5)未払金、(6)未払費用、(7)預り金、(8)未払消費税等、(9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：関係会社株式は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3：金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	485,074	-	-	-
(2)未収委託者報酬	457,972	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	434,294	-	-	-
(4)投資有価証券	-	-	-	181,842
合計	1,377,341	-	-	181,842

（有価証券関係）

前事業年度（平成28年12月31日現在）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式31,129千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	215,250	200,000	15,250
小計	215,250	200,000	15,250
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	917	1,000	82
小計	917	1,000	82
合計	216,167	201,000	15,167

当事業年度（平成29年12月31日現在）

1．関係会社株式

関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	181,842	153,130	28,712
小計	181,842	153,130	28,712
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	181,842	153,130	28,712

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年12月31日）	当事業年度 （平成29年12月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	8,726	92,500
資産除去債務	1,473	2,229
繰越欠損金	87,528	-
繰延税金資産小計	97,728	94,730
評価性引当額	97,728	94,730
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,100	9,370
繰延税金負債合計	5,100	9,370
繰延税金資産の純額	5,100	9,370

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成28年12月31日）	当事業年度 （平成29年12月31日）
法定実効税率	33.9%	33.9%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	31.0%	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	104.5%	15.1%
住民税均等割	0.4%	0.0%
評価性引当金の増減額	38.1%	0.5%
その他	2.1%	2.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.4%	21.4%

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 関連会社に関する事項	（単位：千円）
関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	327,041
持分法を適用した場合の投資利益の金額	38,165
2. 開示対象特別目的会社に関する事項	
当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。	

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 関連会社に関する事項	（単位：千円）
関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	215,602
持分法を適用した場合の投資利益の金額	159,985
2. 開示対象特別目的会社に関する事項	
当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。	

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	その他	合計
249,037	692,058	-	941,096

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	その他	合計
992,934	1,286,269	-	2,279,203

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 (千シンガポール)	投資運用業	(所有) 直接 34%	役員の兼任	人件費の立替 (*1)	2,100	関係会社未収金	

- (注) 1 期中に保有株式の一部売却を行っているため、期末時点の区分は関連会社となっている。
 2 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 3 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) 人件費の立替については、業務内容を考慮し、子会社との協議のうえ決定しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	株式会社G C I キャピタル	東京都千代田区	10,000 (千円)	自己投資、運用リサーチ		役員の兼任	IT及び運用リサーチ等に関する業務の委託(*1)	10,000		
							家賃等の支払(*2)	13,860		
							人件費の立替(*3)	836		

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) IT及び運用リサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。
 (*2) 家賃等の支払については、市場の実勢価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。
 (*3) 人件費の立替については、業務内容を考慮し、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ストレイツ株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成28年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

(千円)

Caygan Capital Pte. Ltd.

流動資産合計	1,008,734
固定資産合計	65,564
流動負債合計	112,411
固定負債合計	0
純資産合計	1,074,298
売上高	1,325,512
税引前当期純利益	942,091
当期純利益	834,313

(注) Caygan Capital Pte. Ltd.は子会社でしたが、保有株式を一部売却し関連会社となったため、当事業年度から重要な関連会社としております。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 子会社等

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	株式会社G C I キャピタル	東京都千代 田区	10,000 (千円)	自己投資、 運用リサー チ		役員の兼任	投資運用リサー チ等に関する業 務の委託(*1)	9,600		

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ストレイツ株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成29年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

(千円)

Caygan Capital Pte. Ltd.

流動資産合計	666,983
固定資産合計	65,546
流動負債合計	98,404
固定負債合計	0
純資産合計	732,530
売上高	988,308
税引前当期純利益	563,748
当期純利益	470,544

（ 1 株当たり情報）

前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	
1 株当たり純資産額	22,808円89銭	1 株当たり純資産額	31,431円74銭
1 株当たり当期純利益	3,616円49銭	1 株当たり当期純利益	21,217円08銭
1 株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 526,565千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 526,565千円 普通株式の当事業年度末株式数 23,086株		1 株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 725,633千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 725,633千円 普通株式の当事業年度末株式数 23,086株	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 83,490千円 普通株式以外に帰属する純利益 該当事項はありません。 普通株式に係る当期純利益 83,490千円 普通株式の当期中平均株式数 23,086株		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 489,817千円 普通株式以外に帰属する純利益 該当事項はありません。 普通株式に係る当期純利益 489,817千円 普通株式の当期中平均株式数 23,086株	

（注）潜在株式調整後1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

1．香港現地法人の設立

当社は、平成30年2月26日開催の取締役会において、香港に運用拠点として100%出資現地法人を設立することを決議し、平成30年3月9日付で設立いたしました。

（1）設立の目的

グローバルに競争力のあるクオンツリサーチ運用体制の構築・拡張及びグローバルなビジネス展開の橋頭堡とすることを目的として設立いたしました。

（2）設立する会社の概要

会社の名称	GCI Asset Management, HK Limited
代表者	Director 山本 匡
事業内容	投資助言業
資本金	1百万米ドル（約106百万円、1ドル = 106円）
設立年月日	平成30年3月9日
出資比率	当社 100%

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

資本金の額：342,037百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託者の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2018年3月末日現在)	事業の内容
岡崎信用金庫 ^(注)	3,167百万円	信用金庫法に基づき、金融業を営んでいます。

(注)岡崎信用金庫の資本金の額の箇所には、出資の総額を記載しています。

（３）投資助言会社

名称：株式会社和キャピタル

資本金の額：4,000万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：投資助言・代理業などを行っています。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（２）販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

（３）投資助言会社における関係業務の概要

委託会社に対し、当ファンドが主要投資対象とする「GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド」の運用に係る助言および情報提供を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人の間には直接の資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。
- (2) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に委託会社の名称および委託会社のロゴ・マーク、ファンドの愛称、図案を使用し、また、以下の事項を記載することがあります。
 - 目論見書の使用開始日
 - 委託会社および受託会社の情報
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。」との趣旨を示す記載
 - 当ファンドに関する詳細な情報の入手方法として、委託会社のホームページアドレス、請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - 当ファンドの商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する旨
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- (4) 「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の関連箇所に記載することがあります。
- (5) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (6) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款の全文を掲載します。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月23日

株式会社 G C Iアセット・マネジメント

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C Iアセット・マネジメントの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G C Iアセット・マネジメントの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。